

岩手県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定に基づき、次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可した。

平成26年2月21日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

- 1 指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社釜石自動車学校
  - (2) 住所 釜石市片岸町第5地割2番地の1
  - (3) 代表者の氏名 小澤 伸之助
- 2 講習を行う事務所の名称及び所在地
  - (1) 名称 釜石自動車学校
  - (2) 所在地 釜石市片岸町第5地割2番地の1
- 3 廃止しようとする特定講習の種別
  - (1) 普通免許に係る初心運転者講習
  - (2) 普通二輪免許に係る初心運転者講習
  - (3) 原付免許に係る初心運転者講習
- 4 廃止しようとする年月日 平成25年12月16日